

委 員 長 談 話

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与とを比較したところ、月例給について、民間給与が職員の給与を上回っていたことから、民間との均衡を図るため、本年 4 月から 3. 0 9 % (1 1 , 9 3 6 円) 引上げ改定することが適当と判断しました。その内容は初任給の改定に加え、中堅層以上の職員については昨年を上回って、給料表などの水準を引き上げるものです。

特別給（ボーナス）についても、民間が公務を上回ったことから、民間との均衡を図るため、0. 0 5 月分引き上げ、年間 4. 7 0 月分としました。

また、再任用職員のうちフルタイム勤務職員の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の水準を考慮した引上げ改定を行うこととしました。

- 2 公務運営に関しては、多様で有為な人材を公務の担い手として確保していくことが喫緊の課題であり、今後の取組として広報活動の強化や採用制度改革を進めること、また、組織パフォーマンスの向上に向けた人材育成や能力開発の重要性及びその方策について報告しました。

あわせて、全ての職員が高い意欲を持ち、働き続けることができる環境づくりのため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進の必要性及び具体的な取組について、また、新たな無給休暇の導入を検討する必要性について報告しました。

3 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っているものです。

4 議会や知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

5 職員においては、県民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務を遂行されていることに敬意を表します。

引き続き、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観の下に、県政の課題に迅速に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、公務に寄せられる期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを要望します。

6 県民の皆様には、人事委員会の勧告制度の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努力している実情について、深いご理解をいただきたいと思います。